

いばらきヘルスロード指定ガイドライン

県民の健康づくりの実践活動を支援するとともに、運動習慣定着を目指し、「身近なところで気軽に歩いて、新たな発見と健康増進にチャレンジできる」ヘルスロードの指定を推進し、別添「いばらきヘルスロードのねがい」を実現する。

1 備えるべき要件

(1) 安全性に配慮されている。

※コース上の車道を利用する部分においては、以下の①および②を満たすこと。

①その車道の部分の概ね7割において、歩道（ガードレールや縁石等により車道と区分された道や路側帯）が設けられている。または、歩道が設置されている部分を合わせて、自動車の徐行を促す処置（標識の設置等）がされている部分が、その車道の部分の概ね7割を満たす。

②コース上の横断する箇所には、信号機または横断歩道がある。

(2) コース案内がなされている。

※以下の①または②のいずれかを満たすこと。

①コース上に看板等が設置されている。

②コース上に看板等がない場合は、コースの確認ができる地図が作成され、周知されている、または周知見込みである。

(3) 地図やコース上の目印により歩行距離が分かる。

(4) 利用できるトイレがある。

(5) 休憩できる場所（休憩所・ベンチ・レストラン等）が近辺にある。

(6) 所々に車椅子がすれ違える道幅がある。

2 備えることが望まれる要件

(1) 舗装がなされている。

(2) バリアフリーが配慮されている。

(3) 勾配が少ない。

(4) 夜間の利用もできるよう、街灯が設置されている。

(5) コース案内には、消費エネルギー（kcal）や歩行距離が分かる目印等が記載されている。

(6) 身障者用のトイレが設置されている。

(7) ヘルスロードまでの交通機関によるアクセス方法が確立されている。また、地域以外の利用者のため、駐車場が近辺に確保されている。

(8) 身体に変調を来たした場合などの連絡方法（売店、コンビニ、公衆電話等）が確保されている。

(9) 周辺に、博物館や名所・旧跡がある。

(10) 景観がよく、歩行自体に飽きがこない。

(11) 地域の農林水産物や文化に接するポイントがある。

(12) 花壇等の環境整備について、市町村の委託業者又は地域住民・ボランティアの支援体制が整っている。

(13) 地域住民の利用促進を図るための愛称がついている。